

(別紙1)運営規程に定めるべき内容

サービス種類	基準	①事業の目的及び運営の方針	②従業者の職種、員数及び職務の内容	③営業日及び営業時間	④定員(ユニットの数およびユニットの定員)	⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額	⑥通常の事業の実施地域	⑦サービス(施設)の利用にあたっての留意事項	⑧緊急時等における対応方法	⑨非常災害対策	⑩虐待の防止のための措置に関する事項	⑪その他運営に関する重要事項
訪問介護	居宅基準第29条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問入浴介護	居宅基準第53条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問看護	居宅基準第73条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問リハビリテーション	居宅基準第82条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
居宅療養管理指導	居宅基準第90条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通所介護	居宅基準第100条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通所リハビリテーション	居宅基準第117条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
短期入所生活介護	居宅基準第137条、140条の11	○	○	○	○※1	○	○	○	○	○	○	○
短期入所療養介護	居宅基準第153条、155条の10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定施設入居者生活介護 ※2	居宅基準第189条、192条の9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉用具貸与	居宅基準第200条	○	○	○	○	○※3	○	○	○	○	○	○
特定福祉用具販売	居宅基準第200条	○	○	○	○	○※4	○	○	○	○	○	○
介護老人福祉施設	施設基準第23条、46条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護老人保健施設	施設基準第25条、47条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護医療院	施設基準第29条、51条	○	○	○	○※5	○	○	○	○	○	○	○

※1 空床利用型は定員の記載不要

※2 「利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き」を記載

外部サービス利用型の場合は、「受託居宅サービス事業者・事業所の名称及び所在地」を記載

※3 福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

※4 特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額

※5 I型療養床に係る入所定員数、II型療養床に係る入所定員数、及びその合計数